

吸収分割に係る事後備置書類

2025 年 1 月 1 日

売れるネット広告社グループ株式会社

売れるネット広告社株式会社

2025 年 1 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書類

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号
売れるネット広告社グループ株式会社
代表取締役社長 CEO 加藤公一レオ

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号
売れるネット広告社株式会社
代表取締役社長 CEO 加藤公一レオ

売れるネット広告社グループ株式会社（以下「売れるネット広告社グループ」といいます。）及び売れるネット広告社株式会社（以下「売れるネット広告社㈱」といいます。）は、2024 年 10 月 20 日付吸収分割契約を締結し、売れるネット広告社グループを吸収分割会社、売れるネット広告社㈱を吸収分割承継会社として、売れるネット広告社グループのクラウドサービス及びマーケティング支援サービスの提供、それに関して有する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の一部を、2025 年 1 月 1 日を効力発生日として、売れるネット広告社㈱に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

- 1 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2025 年 1 月 1 日
- 2 吸収分割会社（売れるネット広告社グループ）における事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3 吸収分割承継会社（売れるネット広告社㈱）における事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

同条に基づく請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

売れるネット広告社㈱の唯一の株主である売れるネット広告社グループは売れるネット広告社㈱の特別支配会社であるため、売れるネット広告社㈱は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

売れるネット広告社㈱は、2024 年 11 月 15 日付で債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収分割により吸収分割承継会社（売れるネット広告社㈱）が吸収分割会社（売れるネット広告社グループ）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

売れるネット広告社㈱は、2025 年 1 月 1 日をもって、売れるネット広告社グループのクラウドサービス及びマーケティング支援サービスの提供、それに関して有する共通部門の一部に関する本吸収分割契約書所定の権利義務を承継しました。

5 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 1 月 31 日（予定）

6 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上